

大分類	中分類	対象施設	設置目的（設置管理条例等より抜粋）	施設機能	施設数
	環境・産業学習	水環境館	市が設置し、有料で使用させる都市公園及び公園施設。	展示室 等	
		ほたる館、香月・黒川ほたる館	ゲンジボタル、ヘイケボタル等の昆虫その他の水生の生物の保護及び育成並びにホタル等の生息環境に関する学習、研究及び交流の場を提供することにより、市民の水辺の環境に対する理解を深めるとともに水辺の環境の保全のための活動を支援し、もって自然環境の保全に資する。	地域交流室 等	
		エコタウンセンター	廃棄物等の再資源化、再利用、適正な処分及び発生の抑制に関する学習及び交流の場を提供するとともに、環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を支援し、もって循環型社会の形成に資する。	セミナールーム、実験室 等	
		響灘ビオトープ	北九州市若松区響灘二丁目的一般廃棄物の最終処分場の跡地につくり出された貴重な自然環境を保全するとともに、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する学習及び交流の場を提供し、もって自然と共生する社会の実現に資する。	ビオトープ園 等	1施設ずつ
		環境ミュージアム	公害の克服の過程、環境の保全、環境への負荷の低減に資する技術等に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、並びに環境の保全に関する学習及び交流の場を提供することにより、市民の環境の保全のための活動を促進し、もって環境の保全に資する。	展示室、多目的ホール 等	
		産業技術保存継承センター	産業技術に関する調査研究及び資料収集を行うとともに、その成果を展示し、並びに産業技術に係る学習及び交流の場を提供することにより、産業技術の保存及び継承、産業技術を担う人材の育成並びに技術革新の機会の創出を図り、もって産業の振興に寄与する。	企画展示室、多目的スペース、工房等	

大分類	中分類	対象施設	設置目的（設置管理条例等より抜粋）	施設機能	施設数	
スポーツ	スポーツ	体育館、スポーツセンター	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び豊かな市民生活の形成に資するために設置している。	競技場、アリーナ、トレーニング室、会議室等	16施設	
		武道場		柔道場、剣道場、弓道場等	11施設	
		野球場		グラウンド、観戦スタンド、ベンチ、更衣室等	14施設	
		庭球場		コート、更衣室等	13施設	
		陸上競技場		トラック、インフィールド、観戦スタンド等	2施設	
		運動場・球技場		グラウンド、フィールド、更衣室等	8施設	
		プール		50mコース、25mコース、更衣室等	19施設	
		新門司老人福祉センター、年長者研修大 学校		老人福祉法第20条の2の2、第20条の5及び第20条の7の定めるところによる。	会議室等	3施設
		穴生ドーム、障害者スポーツセンター		スポーツ活動等を通じ、年長者の健康の維持増進や障害者の体力の増強及び残存機能の維持向上その他市民の心身の健全な発達及び世代間における交流の促進に資する。	屋内グラウンド、会議室等	2施設
		福祉会館		社会福祉活動を行う市民に対し、研修の機会を提供するとともに、社会福祉活動及び社会福祉に関する情報交換の場を提供することにより、市民の社会福祉活動の活性化に資する。	会議室等	1施設
保健福祉	保健福祉 (高齢者福祉)	火葬場	墓地、埋葬等に関する法律第2条第7号に定めるところによる。	火葬場、待合室、葬儀場	東部・西部斎場(2施設)	
	保健福祉 (スポーツ系)	障害者福祉会館	障害者相互の親睦及び自主活動の促進を図るとともに地域社会等との交流の場を提供することにより、障害者の福祉の向上に資する。	多目的ホール、会議室等	<障害者福祉会館>(2施設) 東部・西部障害者福祉会館	
	保健福祉 (福祉会館)					

大分類	中分類	対象施設	設置目的（設置管理事例等より抜粋）	施設機能	施設数
子育て支援	子育て支援	子育てふれあい交流プラザ、子どもの館	児童に遊び、体験及び交流の場を与えることにより豊かな感性及び創造性をはぐくむとともに、児童の保護者に子育てに関する情報を交換する場等を提供することにより子育てに対する不安の解消を図り、もって児童の心身の健全な発達及び子育ての支援に資する。	ホール、遊戯室、多目的室等	2施設
	子育て支援	緑地保育センター	豊かな自然環境の中で児童に健全な遊びを与えて保育し、その心身の健全な発達を図る。	保育室等	第1緑地保育センター 第2緑地保育センター 計 2施設
観光	子育て支援（児童館）	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等の地域における児童健全育成のための組織活動の拠点とすることを目的として設置している。	集会所、遊戯室、図書室等	【門司区】 4施設 【小倉北区】 9施設 【小倉南区】 9施設 【若松区】 4施設 【八幡東区】 4施設 【八幡西区】 8施設 【戸畑区】 4施設 計 42施設
	観光	関門海岬ミュージアム、旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、旧門司税関、門司港レトロ観光物産館、門司港レトロ展望室、旧九州鉄道本社、旧大連航路上屋、小倉城、門司麦酒煉瓦館、九州鉄道記念館西駐車場、門司港レトロ駐車場	市民及び観光客に対し、健康的でないこの場（いいこの場の利用について）を提供する施設を含む。）を提供する。	展示室、多目的スペース等	13施設
観光・産業	産業関連（産業支援系）	テレワークセンター、学術研究都市、起業家支援工場、折尾東部総合食料品センター	農林漁業、商工業その他の産業の振興を図るなど、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設	会議室等	5施設
	産業関連（レジャー系）	臨田漁港フィッシングヤリーナ、釣り台付き遊歩道		係留桟橋等	2施設
	産業関連（コフパ、ソゾ等）	国際会議場、国際展示場、商工貿易会館		会議室等	3施設

大分類	中分類	対象施設	設置目的（設置管理事例等より抜粋）	施設機能	施設数
その他	有料公園 (レジャー系)	到津の森公園、ひびき動物ワールド	市が設置し、有料で使用させる都市公園及び公園施設	遊具等	2施設
		志井ファミリープール		波のプール、幼児用等	1施設
	有料公園等	白野江植物公園、山田緑地、平尾台自然の郷、響灘緑地	市民が自転車道を利用してサイクリングを楽しむために、自転車を一時的に貸し出す施設。	広場、野外ステージ等	4施設
		河内自転車貸出施設		自転車駐輪場等	1施設
		総合農事センター		研修室、展示ホール等	1施設
	自転車駐車場	自転車駐車場	一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設。	屋内駐輪スペース	22施設
	霊園等	霊園、納骨堂	【霊園】 墓地、埋葬等に関する法律にいう墓地で緑地を有するもの。 【納骨堂】 焼骨を永続的に保管することにより、地域の公衆衛生を維持し、もって地域住民の福祉の向上に資する。	墓所、納骨堂、共同墓碑	霊園(13施設) 納骨堂(11施設) 計 24施設
					講習室、自転車教習コース等
	交通安全センター	交通安全センター	交通安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図る。		

## 公の施設の使用料等の現状(H25～H27年度決算 平均額ベース)

(単位:千円、施設数はH27年度末時点)

大分類	中分類	施設数	収支状況				減免額 ④	受益者負担額 (①)+②+④ A	管理運営 コスト (②)+③ B	受益者負担率 (減免除) (A-④)/B	受益者負担率 (減免含) A/B
			収入		支出 合計 ③						
			使用料 ①	利用料 ②							
市民文化	地域コミュニティ	144	39,233	0	39,233	2,136,433	240,825	2,136,433	1.8%	11.3%	
	市民活動拠点	16	51,684	3,818	55,502	818,847	80,182	822,665	6.7%	9.7%	
社会教育	文化(ホール・市民会館等)	9	153,936	2,772	156,708	1,464,015	314,900	1,466,787	10.7%	21.5%	
	美術館・博物館等	8	254,372	14,605	268,977	1,568,370	58,341	1,582,975	17.0%	20.7%	
	青少年	15	17,794	0	17,794	502,575	24,860	502,575	3.5%	4.9%	
スポーツ	環境・産業学習	7	1,559	6,078	7,637	428,422	4,359	434,500	1.8%	2.8%	
	スポーツ	83	203,229	0	203,229	1,203,541	410,102	1,203,541	16.9%	34.1%	
保健福祉	保健福祉(高齢者福祉)	3	0	36,046	36,046	179,608	0	215,654	16.7%	16.7%	
	保健福祉(スポーツ系)	2	25,066	9,455	34,521	249,481	48,096	258,936	13.3%	31.9%	
	保健福祉(福祉会館)	1	21,527	0	21,527	40,493	30,022	40,493	53.2%	74.1%	
	保健福祉(火葬場)	2	152,514	0	152,514	293,446	0	293,446	52.0%	52.0%	
	保健福祉(障害者福祉会館)	2	0	0	0	109,251	0	109,251	0.0%	0.0%	
子育て支援	子育て支援	4	1,609	83,465	85,074	521,281	4,520	604,746	14.1%	14.8%	
	子育て支援(児童館)	42	0	0	0	619,098	0	619,098	0.0%	0.0%	
観光・産業	観光	13	7,351	223,510	230,861	466,179	10,981	689,689	33.5%	35.1%	
	産業関連(産業支援系)	5	139,374	0	139,374	579,473	35,421	579,473	24.1%	30.2%	
	産業関連(レジャー系)	2	12,813	13,517	26,330	27,656	1,239	41,173	63.9%	67.0%	
	産業関連(コンベンション等)	3	48,998	342,738	391,736	325,234	210,489	667,972	58.6%	90.2%	
その他	有料公園(レジャー系)	3	0	332,724	332,724	138,620	57,700	471,344	70.6%	82.8%	
	有料公園等	6	8,588	93,600	102,188	715,632	15,751	809,232	12.6%	14.6%	
	自転車駐車場	22	124,388	0	124,388	233,165	1,067	233,165	53.3%	53.8%	
	霊園等	24	41,155	0	41,155	41,700	0	41,700	98.7%	98.7%	
	交通安全センター	1	0	0	0	27,499	0	27,499	0.0%	0.0%	
合計		417	1,305,190	1,162,328	2,467,518	12,690,019	3,522,180	13,852,347	17.8%	25.4%	

## 施設使用料の減免について

## 本市での主な減免内容について

- 施設使用料は、各施設の条例や規定などに基づき減免することができます。
- そのため、減免内容や減免額は、施設によって異なりますが、本市で実施されている使用料の主な減免内容は下記のとおりです。

(単位：千円)

減免対象	内 容	概算金額
子ども	教育機関などの団体利用や夏季期間の個人利用に対する減免	約0.2億円
高齢者	年長者施設利用証を所持する65歳以上の利用者に対する減免	約1.7億円
障害者	身体障害者手帳等を所持する利用者に対する減免	約0.5億円
市の主催事業 共催事業など	市の主催事業、市との共催事業、市が後援名義の使用許可を与えた事業等の利用に対する減免	約4.4億円
認定団体・ 登録団体など	市内に事務所を有する社会教育関係団体、学校教育団体、社会福祉団体及び、住民自治組織、又はこれらに準ずると認められる団体の利用に対する減免	約3.1億円
その他		約0.7億円
合 計		約10.6億円

※金額は平成25～27年度決算額の平均

北九州市 hp より抜粋

**平成 28 年度「こども文化パスポート事業」****事業趣旨**

子どもたちが、地域の文化・歴史・自然に接することにより、豊かな心を育むとともに、親子のふれあう機会を増やすことを目的として、文化施設をはじめとする様々な施設に無料または割引で入場できるなど、施設で特典が受けられるパスポートを子どもたちに配布します。

**事業内容****対象者**

次のいずれか又は両方の条件を満たす人です。

- ・北九州市・下関市・長門市・中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町に住んでいる 3 歳以上中学生以下の人。
- ・北九州市・下関市・長門市・中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町の保育所(園)、幼稚園、小・中・特別支援学校に通う 3 歳以上中学生以下の人。

**配布**

北九州市・下関市・長門市・中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町の保育所(園)、幼稚園、小・中・特別支援学校を通じて、平成 28 年 7 月 15 日(金曜日)までに、「パスポート」を事前配布します。

※対象の子どもで、事前配布を受けられない場合は、平成 28 年 7 月 21 日(木曜日)以降、利用対象施設の窓口にお申し出ください。

**パスポート**

利用対象施設情報、特典情報、企画内容などを確認できます。利用対象施設で提示すると、無料または割引で入場できるなど施設で特典が受けられます。また、スタンプラリーのスタンプを押すことでプレゼント企画にも参加できます。

**利用期間**

平成 28 年 7 月 21 日(木曜日)から平成 28 年 8 月 31 日(水曜日)まで  
ただし、各利用対象施設で、利用できる日にちが異なるので、ご注意ください。

**利用対象施設**

北九州市 47 施設、下関市 17 施設、長門市 4 施設、中間市 1 施設、芦屋町 2 施設、水巻町 1 施設、岡垣町 3 施設、遠賀町 1 施設 合計 76 施設

北九州市 hp より抜粋

## 年長者施設利用証

### 交付方法

1. 毎年、その年度に 65 歳になる方(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日生まれの方)のご自宅に 5 月ごろ郵送します。
2. 再交付(紛失、住所変更、未着の取り扱い等)は、本人確認できるもの(健康保険証、免許証等)を持参の上、各区役所の保健福祉課または出張所(大里・曾根・島郷・折尾・上津役・八幡南の 6 箇所のみ)で再交付手続きをしてください。印鑑は不要です。

### 利用方法

年長者施設利用証は、北九州市の施設については、交付された日から利用できます。

※福岡市・下関市・熊本市の施設は、満 65 歳になられた時点から、利用できます。

※鹿児島市の施設は、満 70 歳になられた時点から、利用できます。

ご利用になる場合は、施設の窓口で「年長者施設利用証」を提示してください。

利用にあたっては次の点にご留意ください。

- 施設によっては一部利用の制限をしていることがあります。
- ご不明な点は各施設へ直接お尋ねください。
- 市営バス・JR 等にはご乗車(利用)できません。

### 年長者施設利用証 利用対象施設一覧

平成 29 年 4 月 1 日現在の年長者施設利用証が利用できる施設一覧を PDF ファイルで公開しています。

リンクをクリックしてご覧ください。

※福岡市・下関市・熊本市の施設については、満 65 歳からのご利用となります。

※鹿児島市の施設については、満 70 歳からのご利用となります。

※一部施設については、利用時に申請書をお書きいただく場合があります。

- [平成 29 年度年長者施設利用証 利用対象施設一覧\(PDF 形式:319KB\)](#)



**公の施設に係る受益と負担のあり方検討懇話会の  
検討スケジュールについて**

No.	検討項目	日程
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検討の趣旨（基準検討・策定の目的）</li> <li>●検討スケジュール</li> <li>●公の施設の現状と課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状況の推移、人口の推移</li> <li>・公共施設の保有量、築年別状況と更新費用</li> <li>・公共施設マネジメントの取り組み</li> <li>・受益者負担の現状、減免実施状況、他都市の状況</li> </ul> </li> <li>●受益者負担による使用料等の基本的な考え方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討対象施設</li> <li>・受益者負担の対象とする費用の範囲</li> </ul> </li> </ul>	4月25日
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用料等の設定基準について①</li> <li>●減免の見直しについて①</li> </ul>	5月31日
3	<p>（第2回の検討に引き続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●使用料等の設定基準について②</li> <li>●減免の見直しについて②</li> </ul>	7月上旬 (7/4 予定)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用料等の設定基準の素案               <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施スケジュール</li> </ul> </li> </ul>	7月下旬 (7/21 予定)
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用料等の設定基準の成案               <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントでの意見等の報告</li> </ul> </li> </ul>	10月上旬

※3回目以降の検討項目及び日程は現時点での予定です。